かすがい市女性情報紙

はるか

VOL.9
2002.10.15

「男女共同参画社会の実現をめざす条例の制定に向けての基本方向」(中間取りまとめ)について

あなたのご意見を

お聞かせください。

市では、市民一人ひとりが「個」として尊重され、のびやかな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざし、平成14年3月に「かすがい男女共同参画プラン」を策定しました。

そして、この男女共同参画プランの施策の推進の実効性をより一層高めるとともに、施策を総合的に推進する際の根拠ともなる条例の制定に向けた検討を開始しました。

そこで、市民や学識経験者で組織する春日井市男女共同参画懇話会では、条例の基本方向や盛り込むべき内容などについて、市長から審議依頼を受けました。懇話会では幅広い観点から審議を重ね、これまでの検討結果を取りまとめました。

この中間取りまとめに対して市民の皆さんのご意見を募集し、寄せられたご意見を参考にさらに検討を重ね、市に提言したいと考えております。

多数の皆さんのご意見をお聞かせください。

1 条例の名称について

条例の名称は、「春日井市男女共同参画推進条例」が、ふさわしいと考えます。

「平等参画」と「共同参画」について議論しましたが、すでに「男女共同参画プラン」として計画が策定され、啓発活動などを行っており、市民にもなじみがあり、また、「平等」は「共同参画」に含まれるとの理解や男女共同参画基本法の下で男女共同参画が推進されることもあり、さらにそのイメージを定着させるためにも「共同参画」が望ましいと考えます。

2 前　文

条例制定の経緯、現状認識、めざす方向などを示すために前文を置きます。盛り込むべき内容は次のとおりです。

- 個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、本市においても国内外の動向を踏まえつつ、すべての人々が、性別にとらわれることなく暮らせる社会の実現に取り組んでいます。
- しかし、男女平等をはばむ社会の制度や慣行と固定的な性別役割分担意識は根強く存在し、男女共同参画社会を実現するには、多くの課題が残されています。
- こうした状況を踏まえ、心豊かに生き生きと暮らせる春日井を築くには、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会を実現させることが重要です。
- 21世紀を迎えた今、男女が平等で互いに自立した人間として尊重され、共に責任を分かち合い、安心と生きがいのある地域社会の実現をめざして、男女共同参画を一層推進することを決意し、この条例を制定します。

3 目　的

男女共同参画社会の実現をめざすことを条例の目的とします。

- 基本理念、市・市民・事業者の責務、市の施策の基本事項を定めることにより男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現をめざします。

4 定　義

条例に用いられる、重要となる用語について定義します。

- **男女共同参画**
  男女が社会の対等な構成員として、自分の意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって利益を受け、共に責任を担うことをいいます。
- **積極的改善措置**
  あらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

5 基本理念

基本理念とは、条例の基本的な考えを定めたものです。男女共同参画は、次の事項により推進されます。

- **男女の人権の尊重**
  男女が個人として尊重され、性別による差別を受けることなく、能力を発揮する機会が確保されることです。
- **社会における制度又は慣行についての配慮**
  社会制度や慣行が、性別による固定的な役割分担などを反映して、男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、男女共同参画の推進に当たって、社会制度・慣行の及ぼす影響に配慮されることです。
- **政策や方針決定への共同参画**
  男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな政策や方針を決定する機会が確保されることです。
- **家庭生活における活動と他の活動の両立**
  男女が協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活における活動と職場や地域などでの活動とを両立できるようにすることです。
- **世界的視野**
  男女共同参画の推進は、世界の動きや取組を十分理解し行われることです。

6 責　務

男女共同参画社会の実現は、行政のみで達成されるものではなく、市・市民・事業者が、互いに連携・協力することが必要です。

- **市の責務**
  施策を策定・実施し、市民、事業者などと連携・協力することです。
- **市民の責務**
  あらゆる分野において、男女共同参画を推進し、市の施策に協力することです。
- **事業者の責務**
  事業活動に関して、男女共同参画を推進し、市の施策に協力することです。

7 男女共同参画を阻害する行為の禁止

男女が互いにその人権を尊重することは最も大切なことであり、人権を侵害するような行為を禁止します。

- **性別による差別的取扱い**
- **セクシュアル・ハラスメント**　（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する個人の対応により、その者に不利益を与えることをいいます。）
- **ドメスティック・バイオレンス**　（配偶者などに対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。）

8 公衆に表示する情報への配慮

新聞、テレビ、ポスターなどの情報は、社会に及ぼす影響が大きいことから十分配慮されなければなりません。

- 性別による固定的な役割分担を助長する表現
- 男女間における暴力を正当化したり、助長する表現
- 過度の性的表現

9 基本計画の策定及びその他の基本施策

男女共同参画を推進するために、基本計画を策定し、基本となる施策を総合的かつ計画的に実施します。

- **基本計画の策定**
  男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定し、公表します。
- **施策の策定に当たっての配慮**
  施策を策定し、実施するときには、男女共同参画の推進に配慮します。
- **参画機会の拡大及び積極的改善措置**
  社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、その格差を改善します。
- **市民及び事業者の理解を深めるための措置**
  市民の皆さんの理解を深めるように、広報活動、教育・学習の機会の提供などを行います。
- **市民及び事業者の活動に対する支援**
  男女共同参画の推進に努力している市民の皆さんに、情報提供などの支援を行います。
- **調査研究**
  施策を策定するために、必要な調査や研究を行います。
- **推進体制の整備**
  施策を積極的に推進するための体制を整備します。
- **実施状況の公表**
  施策の実施状況についての報告書を作成し、毎年度公表します。

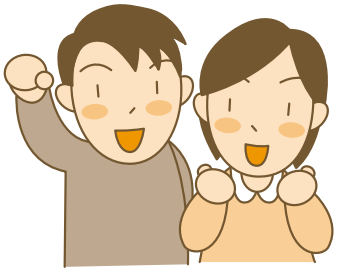

10 男女共同参画に関する申出等

市民の皆さんは、意見や相談の申出をすることができます。

■ 施策に対する申出
市が実施する施策に対して、意見を申し出ることができます。
意見の申出があったときは、審議会に報告し、適切に処理します。

■ 人権侵害などに係る相談
性別に基づく人権の侵害などに係る相談に適切に対応します。

11 春日井市男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関し調査審議するため、審議会を設置します。

■ 基本計画の策定に意見を述べたり、申出に対して調査審議します。
■ 男女どちらか一方の委員数が10分の4未満にならないようにします。
■ 委員の一部は公募します。

INFORMATION

ご意見をお寄せください

この中間取りまとめをご覧になり、どんなことでも結構です。内容について皆さんのご意見をお寄せください。
意見などは10月31日（木）までに郵便やFAX、Eメールなどで下記へお送りください。

●送付・問い合わせ先
〒486−8686 春日井市役所青少年女性課内
男女共同参画懇話会事務局
TEL85−6154　FAX85−3786
Eメール sesyojyo@city.kasugai.aichi.jp

レディヤンかすがい、各ふれあいセンター、各公民館に提出していただいても結構です。
提出の様式は問いませんが、住所、氏名、性別、年代、職業を記入してお送りください。

中間取りまとめの全文は、下記のホームページからご覧になれます。

http://www.city.kasugai.aichi.jp/shiminkeizai/seinenjyosei/chukan/ikenbosyu.html

※提出された意見は、懇話会の提言の取りまとめに当たっての参考とさせていただきます。なお、意見をお寄せいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

市民意見交換会のお知らせ

郵便、FAX、Eメールなどでの意見募集と合わせ、市民の皆さんと懇話会委員との意見交換会を開催します。ご自由に参加してください。

●と　き 10月27日（日）午前10時から
●ところ レディヤンかすがい　A・Bホール（5階）
●定　員 90人（先着順）

かすがい男女共同参画市民フォーラム
～かがやく個性　のびやかな暮らしを求めて～

●と　き 11月23日（祝）午後1時開演（午後0時半開場）
●ところ レディヤンかすがい

●内容
映画「老親　ろうしん」（主演/萬田久子、小林桂樹）の上映、映画「老親　ろうしん」の監督・槙坪夛鶴子氏と原作者・門野晴子氏によるトークショー（手話通訳あり）
※託児できます。

●定員400人（超えたときは抽選）

●申し込み
10月31日（木）〈必着〉までに、往復ハガキ（1人1枚）に住所、氏名、年齢、電話番号〈託児希望者は「託児希望」と子どもの名前（ふりがな）・年齢・性別も〉を記入して、〒486−8686春日井市役所青少年女性課内、かすがい男女共同参画市民フォーラム実行委員会へお送りください。

●問い合わせ
春日井市市民経済部青少年女性課
TEL85-6152

平成14年10月15日発行　発行／春日井市　〒486−8686　春日井市鳥居松町5−44　編集／市民経済部青少年女性課　☎85−6152

〈はるかに対するご意見・ご希望をお寄せください〉

100%再生紙を使用しています。
ISO14001認証取得
「環境にやさしい自治体 春日井市」